

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	ただ今より第236回総会を開会いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には、浮穴地区の阿部委員と小野地区の宮内委員のお二人にお願いいたします。 また、地元説明のため、堀江地区の井上徹郎推進委員と難波地区の荻山推進委員に御出席を願っています。 よろしくお願いいたします。 本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第8号の8件の議案が提出されておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。 それでは、議案第1号～第3号までを議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
伊賀上大輔副主幹	それでは、議案第1号と議案第2号を御報告いたします。 令和5年5月26日～令和5年6月25日までに専決処理した案件は、4条届出が8件、5条届出が16件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、議案第3号を御報告いたします。 1番、本件は、農地法により令和2年7月10日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は無いとしております。 2番、本件は、強化促進法により、平成26年9月1日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が他の就農者へ貸すとしております。

	離作補償は無いとしております。 3 番、本件は農地法により平成 2 年 10 月 9 日に設定された賃借権でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は無いとしております。 4 番、本件は農地法により平成 9 年 8 月 7 日に設定された賃借権でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は無いとしております。 5 番、本件は農地法により平成 30 年 1 月 10 日に設定された賃借権でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は無いとしております。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 4 号、「農地法第 3 条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をお願いいたします。
伊賀上大輔副主幹	恐れ入ります。議案書の訂正をお願いいたします。 議案書 8 ページです。番号 11 番の申請地番に甲が抜けておりました。 正しくは福角町甲 1686 番 1 でございますので訂正をお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

お手元に審査基準 1 号～ 7 号までを整理した農地法第 3 条調査票がございますので、あわせて御覧ください。

1 番、譲受人は、農地約 125 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

2 番、譲受人は、農地約 61 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

3 番、譲受人は、農地約 63 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

4 番、譲受人は、農地約 76 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

5 番、譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を遺贈により譲り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

6 番、譲受人は、農地約 62 アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

7 番、譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を贈与により取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

8 番、譲受人は、農地約 227 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

9 番、本件は書類不備により本人保留といたします。

10 番、譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

11 番、譲受人は、農地約 55 アールを耕作する農家でございます。

	この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 12 番、譲受人は、農地約 17 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 13 番、譲受人は、農地約 80 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を公売により取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 14 番、譲受人は、農地約 230 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業に精進するものでございます。 15 番、譲受人は、農地約 206 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業に精進するものでございます。 16 番、譲受人は、農地約 36 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業に精進するものでございます。 17 番、18 番は譲受人が同一人ですので、あわせて御説明いたします。 譲受人は、農地約 207 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 新規農業の案件が、5 番、7 番、10 番の 3 件であります。 5 番の案件は、所在地が生石地区でありますので、秀野委員から説明をお願いします。
秀野隆昭推進委員	それでは御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、南吉田町にお住まいで、今般、親族からの遺贈により同地区内の農地を譲り受け、新規に農業経営を始めるものです。

	実家での農作業の経験があり、農業に対する意欲も充分に見受けられたことから、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	次に、7番の案件は、所在地が和気地区でありますので、渡部泰明委員から説明をお願いします。
渡 部 泰 明 委 員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、父親の農地を譲り受け、新規に就農を開始したいとしております。 実家での農作業の経験があり、農業に対する意欲も充分に見受けられたことから、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	最後に、10番の案件は、所在地が堀江地区でありますので、井上徹郎推進委員から説明をお願いします。
井上徹郎推進委員	それでは御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありました10番の案件について、申請人は、八幡浜市に住所を置いておりますが、数年前からすでに東大栗町内にお住まいで、この度、同地区内の農地を所有し、新規に農業経営を始めるものです。 申請人は、今後も地区内農業者の指導や支援を受けながら真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたのでこれを了承いたしました。 なお、本総会での御審議のほどよろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	ありがとうございました。

	事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第5号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をお願いします。
山岡美明副主幹	それでは、御説明いたします。 1番、本件受入は、和気町にて防水・外壁補修工事の事業を行う、個人事業主で ございます。 現在、自宅敷地等に資材を置いていますが、今後の事業展開を見据え、新たに資 材置場を確保したいとして申請に及んだものです。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、 おおむね10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断されます。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。 議案第5号につきまして、本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 この案件につきましては、県許可分であります。

寺井克之会長	直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 次に、議案第6号、「令和5年度第4号農用地利用集積計画」について議題とします。 御審議をいただく前にお願いがございます。 本日、御出席いただいております委員が譲受人の案件がございます。 法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままで結構ですので、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
前田晴雄主査	それでは、御説明します。 本日の案件26件の内、使用貸借権の設定は43筆、賃借権が11筆、所有権移転が13筆で、設定総面積は4万8,375平米です。 その内訳は、新規が9筆、更新が45筆、売買が13筆となっています。 番号1の譲受人は、約385アールを耕作する農業生産法人で、新たに賃貸借を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号5番、番号7番の譲受人は、約264アールを耕作する農業者で、中間管理一括方式にて新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号11の譲受人は、約456アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号17の譲受人は、約204アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号18の譲受人は、約254アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号19～番号22の譲受人は、約175アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号23の譲受人は、約191アールを耕作する農業者で、畑を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号24の譲受人は、約219アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得

	し、経営規模を拡大するとしています。 番号 25 の譲受人は、約 150 アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 26 の譲受人は、約 835 アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 なお、公告日は、令和 5 年 7 月 18 日となっております。 以上でございます。 御審議のほどよろしく申し上げます。
寺井克之会長	議案第 6 号につきまして、事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 7 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
伊賀上大輔副主幹	それでは、御報告いたします。 令和 5 年 5 月 26 日～令和 5 年 6 月 25 日までに専決処理した案件は、19 件で届出内容は、議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。

寺井克之会長	事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 最後に、議案第8号、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の『農地』に該当するか否かの判断について」議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
前田晴雄主査	それでは、御説明します。 本日御審議いただく案件は、2件ございます。 番号1は、新浜地区、番号2は、難波地区となっておりますので、私から状況を御説明させていただいた後、それぞれ対象地の管轄の委員から補足説明をいただきまして、議案書に記載している対象地が農地に該当するか否かについての御審議をお願いします。 番号1は、令和5年6月1日、番号2は、令和5年6月14日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地の判断を依頼してきたものです。 対象地については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。 お手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、御覧ください。 資料の1ページ～7ページは、番号1の新浜地区、8ページ～19ページは、番号2の難波地区に関する資料となっています。 まず、番号1から御説明いたします。 番号1は、令和5年6月1日に所在地である新浜地区の森委員と久枝地区の渡部孝志委員、味生地区の関谷推進委員に事務局職員も同行し現地調査を実施しました。 2ページは、対象地を記載した地図の位置図です。

	3～4 ページは、登記簿の写しです。 5 ページは、公図の写しです。 6～7 ページは、対象地を撮影した写真です。 次に、番号2は、令和5年6月21日に所在地である難波地区の荻山推進委員、田中推進委員、浅海地区の渡部丈司推進委員に事務局職員も同行し現地調査を実施しました。 9 ページは、対象地を記載した地図の位置図です。 10～11 ページは、登記簿の写しです。 12 ページは、公図の写しです。 13～19 ページは、対象地を撮影した写真です。 以上、2件の説明を終わります。 御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 1番の案件は、所在地が新浜地区でありますので森委員から説明をお願いします。
森一成委員	それでは、御説明いたします。 令和5年6月1日に、私と久枝地区の渡部委員、関谷推進委員、事務局職員で現地調査を行いました。 申請地は、新浜地区の松ノ木2丁目4232番173と4232番174です。 今回申し出があった農地は、相続してからも高齢により何年も耕作されておらず、雑木が密集して生えており、周辺の山林と一体化している状態でした。 そのため、農地として復元することが極めて困難であると考えられることから、農地性はないと地元では判断しました。 御審議のほどよろしくお願いします。
寺井克之会長	次に、2番の案件は、所在地が難波地区でありますので荻山推進委員から説明をお願いします。

荻山民之推進委員	それでは、御説明いたします。 令和５年６月２１日に、私と田中推進委員、渡部推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請地は難波地区で、申し出のあった土地は、大浦１５７０番と大浦１５７１番です。 元々は、柑橘を栽培していた樹園地でしたが、急斜面で農機具を使用することが難しく、労働力不足により１５年以上前から耕作されておらず、現在は雑木等が繁茂し山林と一体化している状態でした。 そのため、農地として復元するには、極めて困難であると考えられることから、農地性は無いと判断しました。 御審議のほど、よろしくお願いします。
寺井克之会長	ありがとうございました。 事務局並びに地元説明が終わりました。 １番及び２番は、全て地元委員の説明のとおり、非農地という判断で御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。
寺井克之会長	以上で、本日の提出議案８件の審議は全て終了しました。 次に、事務局から連絡事項等あればお願いします。
前田晴雄主査	農業委員の改選についてですが、去る６月２９日の市議会にて、新たな２４名の農業委員の同意がなされたことから、先般、応募及び推薦のあった御本人と各団体に対し合否の通知をお送りしました。

	今後のスケジュールについてですが、新しい農業委員の任命式を7月20日の木曜日午後2時30分から松山市役所11階大会議室で行い、引き続き総会にて会長及び会長職務代理者の選任を行った後、農地利用最適化推進委員の選任を行う予定です。 また、日を改めて、7月31日の月曜日午後2時30分から新たな農地利用最適化推進委員の委嘱式を行った後、引き続き新任委員全体の研修会を開催する運びとなっております。 さて、本日の総会が最後となり、委員を退かれる方もいらっしゃると思いますが、大変お疲れさまでした。 この3年間、新型コロナウイルス感染症の拡大や感染予防対策に追われたことで、皆様の委員活動の取り組みに大きな制約がかかり、3年前の改選当時に、抱負としていた御自分の活動を振り返り、満足がいかなかったと言う方も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。 しかしながら、皆様方には、今後とも農業委員の知識と経験を地元に生かしていただき、勝手ではございますが新しく農業委員になられた方々のサポートにまわっていただけたらと思っております。 また、引き続き委員になられる方につきましては、この3年間の経験を活かし益々農業委員活動の取り組みに、磨きをかけていただきたいと思います。 最後となりますが、今後の皆様の益々の御活躍を職員一同願っております。 ありがとうございました。
寺井克之会長	以上をもちまして本日の第236回総会を閉会します。
渡部純三局長	御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前10時56分閉会